

2020年6月25日

学生各位

学生生活支援部

## 新型コロナウイルスの影響にかかる「緊急支援授業料減免制度」について

新型コロナウイルス感染症拡大による影響で、家計が急変した世帯の学生の皆さんを対象として、このたび新たに「授業料減免制度」を実施することとしました。

この制度により「授業料減免」を希望する場合は、以下概要を確認のうえ、申請書及び証明書類を学生課まで提出してください。

本学では、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う学生の皆さんの支援の一環として、オンライン授業の導入に際して全ての在学生の皆さんへ修学支援金として一律5万円の給付を決定しましたが、更なる支援としてこの「授業料減免制度」の実施を行うものです。なお、この制度の運用には、本学の専任教職員による募金(神奈川大学学生緊急支援募金)および本学の奨学基金が充てられます。

### 【対象】

新型コロナウイルスによる感染拡大の影響により、大幅な家計の急変が生じ、学費の支払が困難になった学部生または大学院生

### 【要件】

次の①～③のすべてに該当する者

- ① 国や地方公共団体が新型コロナウイルス感染症の感染拡大による収入減少があった者を支援対象として実施する公的支援の受給証明書(受給者のみ)<sup>※1</sup>、事由発生前後の所得の根拠資料が提出できること。
- ② 主たる生計維持者<sup>※2</sup>の事由発生後の所得見込み<sup>※3</sup>が2019年の所得<sup>※3</sup>と比較し、1/2以下となっていること。
- ③ 主たる生計維持者<sup>※2</sup>の事由発生後の年間所得<sup>※3</sup>見込みが給与所得者の場合は841万円以下(給与所得者 以外は355万円以下)であること。

※1 緊急小口資金、厚生年金保険料・労働保険料の納入猶予、国税地方税の納付猶予など

※2 主たる生計維持者とは、主に学生の学費や生活費を負担しているものとし、学生自身が独立して生計を維持している場合は学生課までご相談ください。

※3 所得とは、給与所得者は源泉徴収票の支払金額とし、給与所得者以外は確定申告書等の所得金額とする。

## 【減免額】

2020 年度納入すべき年間授業料※の 30%  
(既に納入済みの場合は返金します)

※既に、他の奨学金等で授業料が減免されている場合は、減免後の授業料

## 【併給について】

次の奨学金との併給は認められません。

神奈川大学給費生、神奈川大学大学院給費生、神奈川大学予約型奨学金、神奈川大学附属高等学校出身学生支援奨学金、神奈川大学修学支援奨学金、神奈川大学新生・地方出身学生支援奨学金、神奈川大学出身者支援奨学金、神奈川大学外国人留学生授業料減免制度、神奈川大学後援会給付奨学金、村橋・フロンティア奨学金、(一社)神奈川大学宮陵会給付奨学金、(一社)神奈川大学宮陵会大学院給付奨学金

※上記のうち、年度ごとに募集を行う奨学金については、今年度内での併給制限となります。

※高等教育の修学支援新制度(給付奨学金・授業料等減免)との併給はできますが、減免後の授業料からの減免となります。

## 【提出書類】

- ① 申請書・振込口座届(学生名義のもの)  
書式: [こちらを印刷して記入してください。](#)
- ② 主たる生計維持者の家計急変を証明できる書類(急変後の収入が確認できる書類)  
退職証明書(離職証明書)、廃業証明書(廃業届)、給与明細、売上台帳、帳面、その他確定申告の基礎となる書類など、事由発生後の所得が確認できるもの
- ③ 2019 年の所得が確認できる書類  
給与所得者…2019 年源泉徴収票  
給与所得者以外…所得税の確定申告書(第一表、第二表)の控え 2019 年分
- ④ 公的支援の受給証明書(受給者のみ)

※②~④については、コピー可

## 【提出先】

横浜キャンパス 〒221-8686 横浜市神奈川区六角橋 3-27-1 学生課 学内奨学金担当宛  
湘南ひらつかキャンパス 〒259-1293 平塚市土屋 2946 学生課 奨学金担当宛

※郵送の際は、追跡可能な方法(簡易書留、特定記録、レターパックライト等)とし、「緊急支援授業料減免制度書類 在中」と朱書きしてください。

※大学入構禁止措置中は、郵送のみの受付とします。最新情報(入構禁止期間・窓口取扱時間等)は大学 HP でご確認ください。

【受付期間】

~~第一次受付期間 2020年6月25日(木)～2020年7月6日(月) ※郵送必着~~

~~第二次受付期間 2020年10月1日(木)～2020年10月23日(金) 必着~~

第三次受付期間 2021年1月12日(火)～2021年2月26日(金) 必着

【申請後の流れ】

各受付期間締切後、約3週間前後で減免に関する通知を保証人・学生宛にお送りします。  
授業料納付の有無により、通知内容は異なりますので、よくご確認ください。

【問い合わせ】

学生課 奨学金担当 [scholarship-all@kanagawa-u.ac.jp](mailto:scholarship-all@kanagawa-u.ac.jp)